

鹿屋体育大学保健管理センター所長選考規則

〔昭和63年5月25日〕
規 則 第 10 号
改正 平成元年7月19日
規 則 第 2 号
平成6年10月20日
規 則 第 10 号
平成16年4月1日
規 則 第 36 号
平成19年3月22日
規 則 第 14 号
平成30年3月29日
規 則 第 35 号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋体育大学保健管理センター所長（以下「所長」という。）の選考及び任期等の基準を定めるものとする。

(選考機関)

第2条 所長の選考は、教育研究評議会の意見を聴いて、学長が行う。

(選考の時期)

第3条 所長の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 所長の任期が満了するとき。
- (2) 所長が辞任を申し出たとき。
- (3) 所長が欠員となったとき。

2 所長の選考は、前項第1号に該当するときは、任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当するときは、それぞれ当該各号に該当する事由が生じたとき速やかに行うものとする。

(所長の資格)

第4条 所長は、本学の教授又は准教授とする。

(任期)

第5条 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 所長が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(細則)

第6条 この規則の実施に必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和63年5月25日から施行する。

2 この規則施行後最初に任命されたセンター所長の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず平成2年3月31日までとする。

附 則 (平元. 7. 19規則第2号)

この規則は、平成元年7月19日から施行する。

附 則 (平6. 10. 20規則第10号)

この規則は、平成6年10月20日から施行する。

附 則 (平16. 4. 1規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 22規則第14号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 29規則第35号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。